

「川辺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(案)」意見募集結果

「川辺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の策定に向け、案に対する意見募集を行いました。結果は、以下のとおりです。  
ご意見を頂きました皆様、誠にありがとうございました。

1. 意見募集期間

平成27年2月2日(月)から平成27年2月27日(金)まで

2. ご意見の提出状況

意見提出者数 1名

延べ意見数 2件

3. 提出されたご意見と町の考え方

以下のとおり

No.	ご意見(一部要約)	対応(町の考え方)
1	当該条例第5条の記述について (第5条中「1以上の員数」とあるのは、「1人以上の員数」が正しいのではないか。)	「1人以上の員数」に改めます。
2	当該条例第18条の記述について (第18条第1号中「増進させたと認めるとき又は要介護状態になったと認められるとき。」とあるのは、「増進させたと認めるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。」が正しいのではないか。)	「増進させたと認めるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。」に改めます。
3	当該条例の記述について (35条の条例に章立てが必要なのか。)	条例の内容とその検索を容易にするために内容の共通する条文にまとめて国の現行省令にあわせて章立てにより作成とします。